

枚方市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 29 年 6 月 7 日

枚 方 市

監 査 委 員	勝 山 武 彦
同	大 西 正 人
同	上 野 尚 子
同	八 尾 善 之

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市長 伏 見 隆

平成 29 年 5 月 18 日付け土総第 18 号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

平成 29 年 5 月 22 日

3. 監査の結果に関する報告

平成 29 年 3 月 30 日付け枚監査第 267 号

「定期監査等の結果について」

4. 講じた措置の内容

(1) 対象部局名及び指摘事項

《土木部 土木総務課》

○土木部所管用地等の管理状況について

土木部は所管する用地の一部を駐車場として民間事業者に目的外使用許可をしている。

今回、監査した結果、同用地に隣接して設置されている土木部所管倉庫の一部は施錠されておらず、書類が散乱していた。また、当該倉庫周辺には道路事業関係資材や使用できない公用車が放置され、不特定多数の人が出入りできる状況で、管理を怠った状態であった。

今後、所管用地及び施設等については、適正に管理するよう指摘する。

(2) 措置内容

土木部所管用地の使用については、部内調整を図り、検討課題となっていた倉庫を平成 29 年 4 月 17 日に基礎部も含め撤去した。また、道路事業関係資材や公用車についても、同時期に、当該用地より撤去し、適切に管理するよう改善した。

今後は、所管用地の有効活用について検討する。